

化成肥料・配合飼料の価格高騰対策に関するご案内

～価格高騰に直面する農家の皆様を支援します～

国・県および田村市では価格高騰による農業経営への影響緩和に向けて、補助制度を創設し農業者の皆様を支援します。

稲作経営体への支援

30a 以上の水稲作付及び水稲からの転作を行っている経営体に対し、肥料費の一部を助成します。

◆福島県肥料高騰緊急対策事業

- ・水稲 10a あたり 500 円（飼料用米、WCS 含む）
- ・転換作物 10a あたり 1,500 円

(1) 申請方法

申請書及び作付計画書の提出が必要となります。（※対象者には別途通知予定）

(2) お問い合わせ窓口

・田村市地域農業再生協議会 Tel 82-6171
（JA 福島さくら たむら統括センター内）



◆田村市肥料高騰対策営農者支援事業

- ・水稲・転換作物関係なく一律 10a あたり 1,000 円
- ※県補助金に対する上乗せ補助のため、個別の申請は必要ありません。

(1) お問い合わせ窓口

・田村市 産業部 農林課 Tel 81-2511



園芸作物経営体への支援

◆国（農林水産省）肥料高騰緊急対策事業

化学肥料の 2 割低減に取り組む農業者グループ（5 戸以上）に対し、本年秋肥及び来年春肥の当該年度における肥料コスト上昇分について 7 割を支援します。

(1) 申請方法

化学肥料低減計画書及び肥料の種類・数量・購入費が記載されている領収書または請求書のわかる書類を添えて県協議会に提出する。

(2) お問い合わせ窓口

・田村市 産業部 農林課 Tel 81-2511

◆田村市肥料高騰対策営農者支援事業

園芸作物の生産販売を行っている営農者に対し、品目ごとに下記単価表に基づき当該年度に要した肥料費の一部を助成します。（※上記国事業との併用可）

(1) 園芸品目ごとの助成単価表（1a あたり）

園芸品目	補助単価	園芸品目	補助単価	園芸品目	補助単価
ピーマン	500 円	スナップ	100 円	加工用トマト	200 円
トマト	350 円	ほうれん草	220 円	加工用ほうれん草	100 円
ミニトマト	350 円	小松菜	220 円	りんどう	310 円
なす	470 円	ネギ	160 円	小菊	310 円
きゅうり	500 円	ブロッコリー	220 円	スプレー菊	310 円
インゲン	270 円	さつま芋	100 円	その他	要相談
さやえんどう	100 円	ふきのとう	270 円		



(2) 申請方法

- ① JA 園芸部会による一括申請となります。（※個別の申請は必要ありません。）
- ② 部会に加入していない生産者は個別の申請が必要となりますので、農林課までお問い合わせください。

(3) お問い合わせ窓口

・JA 福島さくら たむら統括センター 営農課 Tel 82-6172
・田村市 産業部 農林課 Tel 81-2511

（裏面へ）

畜産経営体への支援

和牛繁殖・肥育農家（経営体）及び酪農経営体に対し、飼育頭数に応じて配合飼料の価格高騰分の一部を助成します。

◆田村市配合飼料高騰対策営農者支援事業

・令和4年7月1日現在の飼育頭数1頭あたり1,000円

- (1) 申請方法
- ① JA畜産部会による一括申請となります。（※個別の申請は必要ありません。）
 - ② 部会に加入していない生産者は個別の申請が必要となりますので、農林課までお問い合わせください。

- (2) お問い合わせ窓口
- | | |
|-------------------|-------------|
| ・JA 福島さくら 営農部 畜産課 | TEL 67-1488 |
| ・田村市 産業部 農林課 | TEL 81-2511 |



その他の支援

◆福島県施設園芸燃油等価格高騰対策緊急支援事業

燃油価格等の高騰による施設園芸農家等への影響を緩和するため、資材の購入や設備の導入などに要する経費の一部を助成し、燃油節減への取組みを支援する。

- (1) 対象作物 燃油等を使用した加温設備を有する施設において栽培される野菜、山菜類、鉢花、切り花、野菜、きのこ類等
- (2) 補助対象 燃油等の使用量削減に必要なとなる設備等の導入経費
- ①ヒートポンプ ②循環扇 ③局所加温装置 ④多段式サーモ
 - ⑤内張被覆資材（内カーテン資材含む） ⑥トンネル資材
 - ⑦外張被覆資材の補修又は張替
- (3) 補助率 2/3 以内（生産施設の被覆資材については、一部上限額設定あり）
- (4) 申請方法 事業実施計画書及び承認申請書を作成し、農林課経由で県中農林事務所へ提出
- (5) お問い合わせ窓口 ・田村市 産業部 農林課 TEL 81-2511

農作業による事故が増えています！



コンバイン事故

コンバイン事故の3つの特徴

- 1 走行中(圃場・道)の転落、横転**
 - 死角・バック・足下など(機械の大型化により、死角が拡大)
 - ⇒ 誘導者をつける、道幅を示すボールの設置など
 - グレーンタンクに粉が一杯になるにつれ、重心が上昇、かつ、タンク側に傾き、転倒しやすくなる
 - ⇒ バランスを考えた操作を
- 2 整備中の事故**
 - コンバインはカバーを外すと「回転物」だらけ
 - ⇒ 整備で手を出すときは、「回転を止めて！」
- 3 「手こぎ」での巻き込まれ事故**
 - だぶつく手袋の着用、無理な姿勢での手こぎ
 - ⇒ びつたりした手袋着用、稲束は押し出すように入れる

近年、市内においても農作業中の死亡事故が多発しています。

秋の収穫期を迎え、事故防止には一人一人が高い安全意識を持つことが重要です。

農業機械の管理・利用は適切に行いましょう！



トラクター事故

トラクター事故の3つの特徴

- 1 走行中の転倒・転落**
 - 直角カーブ、鋭角カーブ、坂道走行
 - 狭い道幅、草むらで路肩・境界不鮮明
 - ⇒ ブレーキの連結ロック、スピードを抑える
- 2 作業機の取替・修理時の事故**
 - 間違った手順での事故
- 3 乗降中の転落**
 - 大型化により車高が高くなって
 - ⇒ とくに降車時は後ろ向きに